

(令和5年3月28日)

障害者地域生活支援ステーションわくらす武蔵野 利用調整基準

障害者地域生活支援ステーションわくらす武蔵野（以下「わくらす武蔵野」と言う。）の入所対象者について、下記のとおり決定を行います。

記

利用調整の流れは次のようになります。

1. 名簿登載希望者を募集し、ユニット毎に待機者名簿を作成します。
2. 希望者に必要書類を手渡しまたは郵送します。
3. 書類提出の際に記載内容を不備がないか確認し、問題がなければ受領印を押印した申込書の写しをお渡しします。ユニットの適合については、裏面のユニット適合条件を参考に決定し後日郵送にてお知らせします。
4. 希望者が応募書類提出後、ご本人の利用事業所、市ケースワーカー等からご本人の状態について聞き取り調査を実施します。聞き取り調査項目は以下の通りです。

調査書項目	調査書項目の内容
A項目 ご本人 (5～24点)	○ご本人の、集団生活への適合性について、「情緒の安定」「協調性」から評価する。 ○ご本人の年齢と支援度について評価する。 ○ご本人の支援ニーズについて、募集ユニットの適合性を評価する。
B項目 支援の必要性 (6～24点)	○現在の生活状況における支援の必要性について、「主たる介護者」「家族介護力」「生活基盤」から評価する
C項目 その他 (0～20点)	○市民優先の考え方にに基づき、「居住地」を評価する。 ○虐待等の切迫した状況について評価する。 ○障害者支援施設入所者の地域移行促進の考え方にに基づき、地域移行の意向を評価する
除外項目	A～Cの評価に基づき、除外項目に該当していないか確認する。該当していれば、利用調整から除外する。
特記	A～Cの評価項目以外に考慮する必要がある特記事項を記載する。

5. 3に基づき、待機者名簿を作成します。
6. 利用調整会議を開催し、待機者名簿の中から内定者を決定。利用調整にあたっては、合計点数と特記事項を基に協議します。
7. 6の結果を基に入所者の決定を行います。

ユニット適合条件

ユニット名	場所	居室数	適合条件
藤花	1 F 南	12	男女混合ユニット 主に最重度・重度知的障害で、男女混合ユニットで生活できる方 他害行為のある方は不適合
麦風	1 F 北	10	男女混合ユニット 主に重症心身障害のある方 他害行為のある方は不適合 常時医療的ケアが必要な方は不適合
空鳥	2F 南	12	男性ユニット 主に重度の知的障害を伴う自閉症（行動障害含む）で、ADL が概ね自立している方
橙月	2F 北	10	女性ユニット 主に重度の知的障害を伴う自閉症（行動障害含む）で、ADL が概ね自立している方

以上